平成２２年（フ）第６４５号
岐阜市須賀４丁目１番８―201号浅野第２ビル
債務者　奥田　町子（旧姓西松）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６４９号
岐阜市柳津町丸野１丁目９番地１タケロンマンション１の４
債務者　阿部　　滋
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９５号
岐阜市粟野東３丁目317番地
債務者　辻　　啓二
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６９７号
岐阜県羽島市江吉良町江西３丁目３番地　サープラスＴＷＯ深貝101号室
債務者　中原　活子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０１号
岐阜市大洞柏台６丁目22番地
債務者　渡辺　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０３号
岐阜県各務原市蘇原古市場町１丁目47番地
債務者　土屋　裕司
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７０７号
岐阜市加納新本町１丁目17番地
債務者　井川　昌子（旧姓篠田）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３１９３号
名古屋市北区天道町４丁目20番地　エアフォルク壱番館３－Ｂ号
債務者　廣野　信隆
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７７号
滋賀県東近江市野村町224番地、前住所滋賀県東近江市八日市本町２番８号
債務者　加増　正子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４１６３号
大阪府東大阪市七軒家16番27号
債務者　岡田　秀一
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４７号
大阪市北区菅原町10番12―1405号
債務者　平井千恵子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６３４号
大阪府豊中市島江町１丁目３番11―701号
債務者　濵口　英子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７７９号
大阪府池田市綾羽１丁目２番10号
債務者　内　亜貴子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２４号
大阪府吹田市山田西１丁目７番Ｂ―1412号、事業所所在地大阪府吹田市山田南30―15クリーンハイツ106号
債務者　小川　裕司
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０５２号
大阪府枚方市田口１丁目15番９号
債務者　植田　博紀
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５６号
大阪市浪速区下寺１丁目１番29―401号
債務者　江上　禎裕
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０６号
大阪市生野区巽東１丁目12番18号　ビラデスタ101号
債務者　上村　光史
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部